

2026 年度 奨学生募集要項

公益財団法人地域育成財団

本財団は、地域社会と関わりながら実際に行動してきた経験を持つ学生、または今後主体的に地域と関わり続ける意思を持つ学生を支援します。

1. 趣旨

公益財団法人地域育成財団は、経済的事由により就学が困難な者に対して奨学金の給付を行うことにより、地域社会に貢献する人材の育成に寄与することを目的としています。

本財団では、地域社会と関わりながら実践的な活動に取り組んでいる学生、または地域社会と継続的に関わり地域の発展に貢献する志を持つ学生を支援します。

地域の現場で学び、人と関わりながら経験を積んだ若者が、将来さまざまな立場から地域社会の発展に寄与することを期待しています。

地域と関わる経験を持つ若者が、それぞれの立場から地域社会の未来を支える存在へと成長していくことを、本財団は期待しています。

2. 応募者の資格

日本国内に居住する者で、日本国内の短期大学、専修学校、大学又は大学院に在籍する学生で、次の各号のすべてに該当する者が対象となります。

なお、本財団の奨学金給付は、短期大学、専修学校、大学又は大学院卒業後の進路等について制約を課すものではありません。

- ① 日本で学ぶ日本人学生及び外国人留学生で、応募時点で満 25 歳以下の者
- ② 経済的に恵まれず、修学が困難な者

- ③ 地域社会と関わる活動または実践経験がある者、または地域社会に継続的に関わり貢献する志を持つ者
 - ④ 親権者(または未成年後見人等)の同意を得ている者又は親権者に準ずる推薦人の推薦を受けている者
 - ⑤ 本人及び生計を一にする家族が、反社会的勢力もしくはこれらに準ずる者またはその構成員ではないこと
-

3. 奨学資金給付期間

奨学生として採用されたときから在籍する学校の正規の修学期間です。

(最大6年間)

4. 奨学金給付額

年間60万円です。(返済不要)

5. 募集定員

50名程度を予定しています。

ただし、選考の結果、本財団の理念に適合する応募者が募集人数に満たない場合は、採用人数がこれを下回ることがあります。

6. 他の奨学金制度との併願・併給

自治体の育英事業奨学金制度、独立行政法人日本学生支援機構の奨学制度、他団体が実施する奨学金制度との併願・併給は認めますが、出願申請書類に明記願います。

7. 応募の方法

(1)本財団ホームページ上の応募フォームより申請してください。ただし、応募は本人からに限ります。

(2)提出書類

(個人情報適切に管理し、選考目的以外で使用しません。また、提出頂いた書類は返却いたしません。)

<一次選考>(応募フォームに入力およびアップロード)

本財団では、地域社会に対する関心だけでなく、実際に地域と関わり行動してきた経験や実践的な活動を重視して選考を行います。

① 奨学生申込書(写真付)

② 指定課題

指定課題

「地域社会との関わりについて」

あなたがこれまでに地域社会と関わった経験または活動について、以下の点を含めて記述してください。

(ア) どの地域で、どのような活動を行ったか、現在行っているか

(イ) その活動の中で、あなた自身が担った役割

(ウ) その経験から学んだこと

(エ) その経験を今後どのように活かし、あなた自身が地域社会とどのように関わっていきたいか

※(ア)～(エ)の内容をすべて含めて、800字～1200字程度で記述してください。

※読みやすさを考慮し、適宜改行を入れるなど工夫してください。

※生成 AI 等のツールを使用した場合は、その旨を申告してください。

③ 活動先からの推薦コメント(必須)

上記の地域活動に関わる団体、または活動を共にした個人からの推薦コメントを提出してください。

推薦書は本財団所定の推薦書様式を使用してください。

(推薦書様式は、応募フォームからダウンロードしてください。)

※提出された推薦コメントは、活動の事実確認および選考の参考資料として使用します。

※必要に応じて、本財団より推薦者または関係先に活動内容の確認を行う場合があります。

④ 任意提出資料(参考情報)

地域活動の実績が確認できる Web サイト等がある場合は、応募フォームの備考欄に URL を記載してください。

例)

- ・活動団体のホームページ
- ・活動紹介ページ
- ・ニュース記事
- ・SNS 投稿等

※URL の記載は任意です。

※URL の記載の有無のみをもって選考結果に影響するものではありません。

<二次選考・面談> (一次選考を通過した方)

一次選考を通過した方に対し、WEB 面談を実施します。

＜二次選考・提出書類＞（一次選考を通過した方）

- ① 在学証明書
 - ② 世帯全員が記載された本人の住民票
 - ③ 生計を同じくする父母等の所得証明書
 - ④ 親権者（または未成年後見人等）の同意書又は推薦人の同意書
 - ⑤ 個人情報の取扱いに関する同意書
-

8. 申込期間（予定）

2026年4月下旬～2026年5月末

9. 選考方法

奨学金給付対象者は、本財団の選考委員会による一次選考（書類審査）及び二次選考（面談および書類審査）を経て候補者を選考し、本財団理事会において承認の上決定いたします。

なお、二次選考の面談はWEBによる方法で実施します。

10. 結果通知

合格者に対して、一次選考結果は2026年9月中旬、二次選考結果は2026年11月上旬を目途にメールにて通知いたします。

但し、選考理由等には一切お答えいたしかねます。

11. 奨学金支給確定後の手続き

奨学生に採用された者は、下記の書類を本財団の指定する方法により提出してください。

提出期限:2026年11月上旬～2026年11月中旬(予定)

- ① 誓約書
 - ② 振込口座届出書(応募者本人の日本国内の金融機関口座)
-

12. 支給方法

奨学金は年2回に分割して支給します。

11月下旬(予定)に4月から9月までの6カ月分を、
翌年3月末に10月から3月までの6カ月分を振込みます。

ただし、日本国内の金融機関、かつ本人名義の口座に限るものとします。
また、外国人留学生について、在籍期間が1年に満たない場合は、在籍期間に応じた奨学金を給付します。

13. 受領書の提出

奨学金受領後に受領書を本財団の指定する方法により提出してください。

14. 採用後の奨学生の義務

奨学生は学業に励み、適正な生活と言動を心がけるとともに、下記の各号を履行してください。

(1) 行事・面談等への参加

本財団企画の行事・面談への参加、取材・撮影、記事執筆等の依頼について、特段の事由がない限り協力をお願いします。

(2) 報告

本財団の指定する時期(年2回)に、在学証明書及び活動状況報告書について提出してください。

(3) 届出事項

休学、転学、転部、退学、長期欠席、停学、留年、短期留学、氏名・住所・メールアドレス等の変更が生じた場合は速やかに届出してください。

(4) 卒業後の近況報告(任意)

本財団では、奨学生の卒業後の活躍や地域との関わりを継続的に把握するため、卒業後2年間、年1回程度の近況・活動報告の提出をお願いすることがあります。

なお、当該報告は任意とし、提出の有無によって不利益が生じることはありません。

15. 奨学金の打切り、返還請求

奨学生が下記の各号の一に該当すると認められる場合には、理事会の決議により奨学金の給付を打切り、または返還請求を求めることがあります。

- ① 奨学金の申請書に虚偽の記載があったとき
 - ② 休学、停学、留年及び退学したとき
 - ③ 傷病疾病などのため成業の見込みがなくなったとき
 - ④ 奨学金を支給目的に沿わない用途に使用したとき
 - ⑤ 指定された書類を提出しないとき
 - ⑥ 奨学金の給付を受けることを辞退したとき
 - ⑦ 奨学生として応募目的に沿わない事実があったとき
 - ⑧ 奨学生の義務を履行していないと判断されたとき
 - ⑨ その他奨学生として適当でない事実があったとき
-

16. 辞退

奨学金を必要としない事由が生じた場合又は奨学金の資格要件に該当しなくなった場合は、遅滞なく届出書を提出してください。

17. 個人情報の取扱い

(1)本財団が応募書類から得た個人情報は、奨学給付対象者の選考、審査結果の本人への通知など、選考業務に限定して使用いたします。

(2)奨学金給付対象者の実績人数は、本財団のホームページに掲載するほか、関係機関へ報告する場合があります。

18. 応募書類送付先・連絡先

公益財団法人地域育成財団 事務局

〒170-6010

東京都豊島区東池袋 3 丁目 1 番 1 号

サンシャイン 60-10F

TEL:03-5928-5040

MAIL:info@chiiki-ikusei.com